

平成27年3月

## 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル Q&A集

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

### ■申請前の事前情報公表

---

**Q 1. 【P9～10関連】**旧優良性評価制度における基準に基づき情報公開・更新を行っていた者が、新規則第9条の3第2号等の規定の適用に関する経過措置を受けたい場合、新規則に基づく情報を平成23年4月1日に公表開始することで足りませんか。それとも、平成23年3月31日までに公表開始する必要がありますか。

**A 1.** 平成23年4月1日に公表開始することで足りません。

### ■法人・個人に関する基礎情報の公表

---

**Q 1. 【P15、P22、P64関連】**代表者、役員等の氏名及び就任年月日、運搬施設の種類等及び組織・人員配置は、一年に一回以上の頻度で更新することとされていますが、これらの情報に変更がない場合でも一年に一回以上の頻度で更新が必要ですか。

**A 1.** これらの情報に変更がない場合は、例えば、当該情報に「〇〇年〇〇月〇〇日現在」と付記するなど、前回の情報公表日を起算日として一年以内に情報管理していることを明らかにすることが望まれます。

### ■運搬施設に関する事項の公表

---

**Q 1. 【P24 関連】**＜運搬車の種類の記載内容の例＞のところに「最大積載可能寸法(m)」とあります。これは、記載例ということなので、例えば、「最大積載可能寸法(m)」ではなく、車検証に記載されている車両の寸法でも構いませんか。

**A 1.** 構いません。

## ■財務諸表に関する事項の公表

---

**Q 1. 【P57 関連】**株主資本等変動計算書及び個別注記表が公表されていない場合、基準を満たしていると言えますか。

**A 1.** 言えません。

**Q 2. 【P57 関連】**損益計算書においては、売上高等の営業成績となる指標が公開されていない場合、基準を満たしていると言えますか。

**A 2.** 排出事業者が処理業者の経営状況を判断することができない不十分な公開情報については、基準を満たしているとは言えません。

## ■環境配慮の取組に係る基準

---

**Q 1. 【P68 関連】**環境配慮の取組について、ISO14001 登録事業者が申請者の親会社であって、登録証の付属書に構内関連企業として申請者が記載されている場合、基準を満たしていると言えますか。

(登録証には「付属書に記載する範囲において、下記規格の要求事項に適合していることを証します」との記載があります。)

**A 1.** 言えます。

**Q 2. 【P68 関連】**環境配慮の取組について、「なお、これらの認証制度による認証は、事業所単位で取得するものがあるが、申請者が一つの都道府県・政令市内に複数の事業所を有する場合、このうちいずれかの事業所について認証を取得していればよく、必ずしも全ての事業所について認証を取得していることを求めるものではない。」と記載されています。申請先の都道府県・政令市内に事業所がない場合は、どうすれば良いですか。

**A 2.** その場合は、業許可申請書に記載された事業所のうち、いずれかの事業所について認証を取得していれば構いません。

**Q 3. 【P68 関連】** 本社のみが認証制度を取得している（申請先の都道府県・政令市内の事業所では取得していない）場合、本社以外の事業所について基準を満たしていると言えますか。

**A 3.** 言えません。申請先の都道府県・政令市内に事業所を有する場合には、当該事業所（複数ある場合は、いずれか一つで可）が認証制度を取得している必要があります。

**Q 4. 【P68 関連】** 登録証或いは附属書の登録活動範囲に廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業等）が含まれていない場合であっても、基準を満たしているとは判断することは可能ですか。

**A 4.** 可能です。登録活動範囲の記載方法は認証機関によって様々であり、企業として ISO14001 の取組を行っている実態があれば、基準を満たすと解することができます。

#### ■電子マニフェストに係る基準

**Q 1. 【P70 関連】** 加入証の加入区分が「処分業者」の場合、収集運搬業の許可申請において、基準を満たしていると言えますか。

**A 1.** 言えません。

#### ■財務体質の健全性に係る基準

---

**Q 1. 【P74 関連】** 「維持管理積立金の積立てに係る基準」とありますが、収集運搬業の許可について優良認定・優良確認を申請する場合も、この基準が適用されますか。

**A 1.** 収集運搬業と処分業を兼業している場合など、積み立てるべき維持管理積立金がある場合には、この基準が適用されます。

#### ■税・保険料の納付に係る基準

---

**Q 1. 【P84 関連】**申請先の都道府県内に事業所がない場合などで、納付すべき税や社会保険料がない場合は、どのように扱えばよいですか。

**A 1.** 納付すべき税がない場合は、税・保険料の納付に係る基準は適用されません。

ただし、この場合には、納付すべき税がないことを証明する必要があります。その方法としては、例えば、課税権者に確認書を作成していただくことや、申請者自身による誓約などの方法が考えられます。

#### ■優良確認・優良認定を受けた者の許可の有効期間

---

**Q 1. 【P95 関連】**平成 23 年 4 月 1 日時点で許可を受けている者については、法施行後、任意のタイミングで優良確認の申請ができるとされていますが、優良確認を受けた場合、その時点から既存の許可の有効期間が 2 年間延長されることとなるのですか。

**A 1.** その通りです。

**Q 2. 【P95 関連】**平成 18 年 5 月 1 日に産業廃棄物処分業の許可を受けた者が、特定非常災害特別措置法<sup>※</sup>第 3 条第 2 項に基づく延長措置で許可の有効期限の満了日が平成 23 年 8 月 31 日まで延長された後に優良確認を受けた場合、許可の有効期限の満了日は平成 25 年 4 月 30 日、平成 25 年 8 月 31 日のどちらになるのですか。

※正式名称：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

**A 2.** 平成 25 年 8 月 31 日になります。